

狭山市地球温暖化対策実行計画  
(事務事業編)

平成 24 年 3 月  
狭山市



## 目 次

第1章 計画策定の背景.....	1
1 深刻化する地球温暖化 .....	1
2 国際的な動きと日本の対応 .....	1
3 狭山市のこれまでの取り組み.....	2
第2章 計画の基本的事項.....	3
1 計画の目的.....	3
2 計画の位置づけ .....	3
3 計画の期間.....	4
4 計画の対象範囲 .....	4
第3章 温室効果ガスの排出状況.....	6
1 狭山市における温室効果ガスの排出状況 .....	6
2 温室効果ガスの排出削減に向けた着眼点 .....	8
第4章 計画の目標.....	9
1 温室効果ガスの排出削減目標.....	9
2 活動量の削減目標.....	9
第5章 目標達成に向けた取り組み.....	11
1 取り組みの全体像.....	11
2 取り組み項目 .....	12
第6章 計画の進行管理.....	17
1 推進及び進行管理体制 .....	17
2 環境コミュニケーション .....	18
3 実行計画の見直し.....	19



# 第1章 計画策定の背景

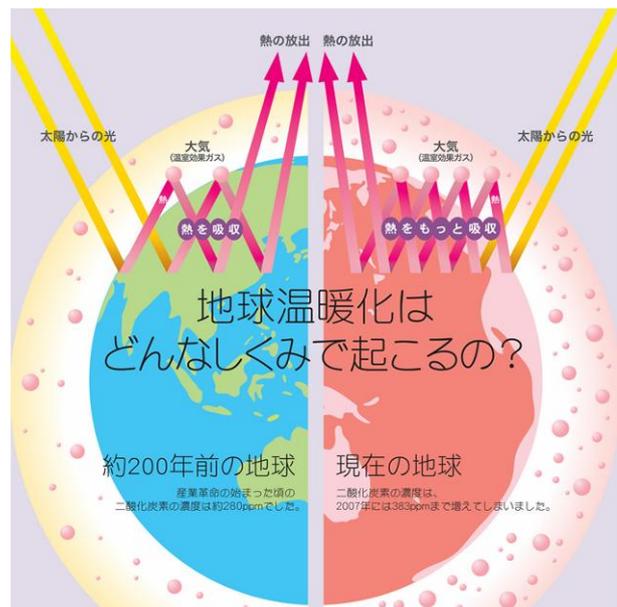
## 1 深刻化する地球温暖化

地球温暖化は、化石燃料の消費や森林破壊等の人為的要因によって、二酸化炭素やメタン等、大気中の温室効果ガスの濃度が高くなることにより、地表面の温度が上昇する現象です。

「気候変動に関する政府間パネル(IPCC)」は、2007(平成19)年に取りまとめた第4次評価報告書において、「地球温暖化は疑う余地がない」と断定しており、21世紀末の地球の気温は、環境保全と経済発展が両立するシナリオの場合でも約1.8(1.1~2.9)化石燃料を重視しつつ高い経済成長を実現するシナリオの場合は約4.0(2.4~6.4)上昇すると予測されています。

急激な気温の上昇に伴う地球環境影響としては、海面水位の上昇に伴う陸域の減少、豪雨や干ばつ等の異常気象の増加、生態系への影響や砂漠化の進行、農業生産や水資源への影響、

マラリア等の熱帯性の感染症の発生数の増加等が挙げられており、私たちの生活へ甚大な被害が及ぶ可能性が指摘されています。



温室効果ガスと地球温暖化メカニズム  
出典: 全国地球温暖化防止活動推進センター  
ウェブサイト(<http://www.jccca.org/>)

## 2 国際的な動きと日本の対応

地球温暖化防止に関する対策として国際的な枠組みを定めた国連気候変動枠組条約が1992(平成4)年に国連環境開発会議(地球サミット)で採択され、世界中の多くの国が署名を行い、1994(平成6)年には同条約が発効しました。

1997(平成9)年12月には、「国連気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)」が開催され、先進国の温室効果ガス削減目標等を示した「京都議定書」が採択されました。同議定書では、先進締約国に対し、2008(平成20)年から2012(平成24)年までの第一約束期間に、温室効果ガスの排出量を1990(平成2)年比で、5%(日本は6%)削減するとの目標が定められました。

さらに、第一約束期間以降の国際的な枠組について議論が進められており、2011(平成23)年11月~12月に南アフリカ共和国・ダーバンで開催されたCOP17では、2012年末で期限切れとなる京都議定書を延長したほか、アメリカや中国等、温室効果ガスの主要排出国すべてが参加する新しい枠組を2020年に発効させるとした合意文書(ダーバン合意)を採択しました。日本は同議定書の延長には参加せず、新枠組の採択まで自主的な対策を実施することとしています。

一方、「京都議定書」の採択を受けて、国内での温暖化対策を推進するため、1998(平成10)年に「地球温暖化対策の推進に関する法律(以下、地球温暖化対策推進法)」が制定されました。

同法では、地方公共団体の責務として、区域内における活動から排出される温室効果ガス排出抑制

のための総合的かつ計画的な施策の策定・実施に努めることを規定しています。また、地方公共団体に対して、自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出抑制に向けた計画の策定義務を規定するとともに、都道府県、指定都市、中核市及び特例市において区域の温室効果ガスの排出抑制等の施策の策定を義務付けています。

日本は京都議定書の第二約束期間に参加しませんが、同議定書の批准国であり続けます。また、日本は、すべての主要排出国が参加する枠組の構築を前提に、温室効果ガス排出量を2020年までに1990年比25%削減すると国際的に公約しています。この削減目標は、平成23年3月に発生した東日本大震災の影響で引き起こされた福島第一原子力発電所事故等を受けて、今後見直し予定である日本のエネルギー政策に左右される側面は否めませんが、当面は25%削減目標に基づき、自主的削減努力を続けることとなります。

### 3 狭山市のこれまでの取り組み

---

狭山市では、1998（平成10）年3月に「狭山市環境基本計画（以下、環境基本計画）」を策定し、市民、事業者の協力のもと、環境先進都市を目指し、地球温暖化対策をはじめとする様々な取り組みを進めてきました。2003（平成15）年3月には、「狭山市地球温暖化対策地域推進計画」を内包した「環境基本計画」の改定を行いました。両計画の計画期間が平成23年度末に満了したことから、2012（平成24）年3月に、「狭山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を内包したかたちで、「第2次狭山市環境基本計画」を新たに策定しています。

市の率先した取り組みとしては、2000（平成12）年度に本庁舎を対象にISO14001を認証取得して以来、すべての事務事業において、環境負荷の低減に努める中で、地球温暖化防止に取り組んできました。2005（平成17）年度からは、「狭山市地球温暖化対策取組手順書」を策定し、全職員が地球温暖化防止に向けた取り組みを率先実行しています。なお、同手順書は環境マネジメントシステムの中で、定期的に見直し、改訂を行っています。

2007（平成19）年3月には、地球温暖化対策推進法に基づき、「狭山市地球温暖化対策実行計画」を策定し、全職員が一丸となって、地球温暖化防止に向けた取り組みを進めてきました。

なお、環境マネジメントシステムをより浸透させ、さらに進化させるため、2008（平成20）年には、規格への適合を自ら検証していくISO14001の自己宣言に移行しています。

## 第2章 計画の基本的事項

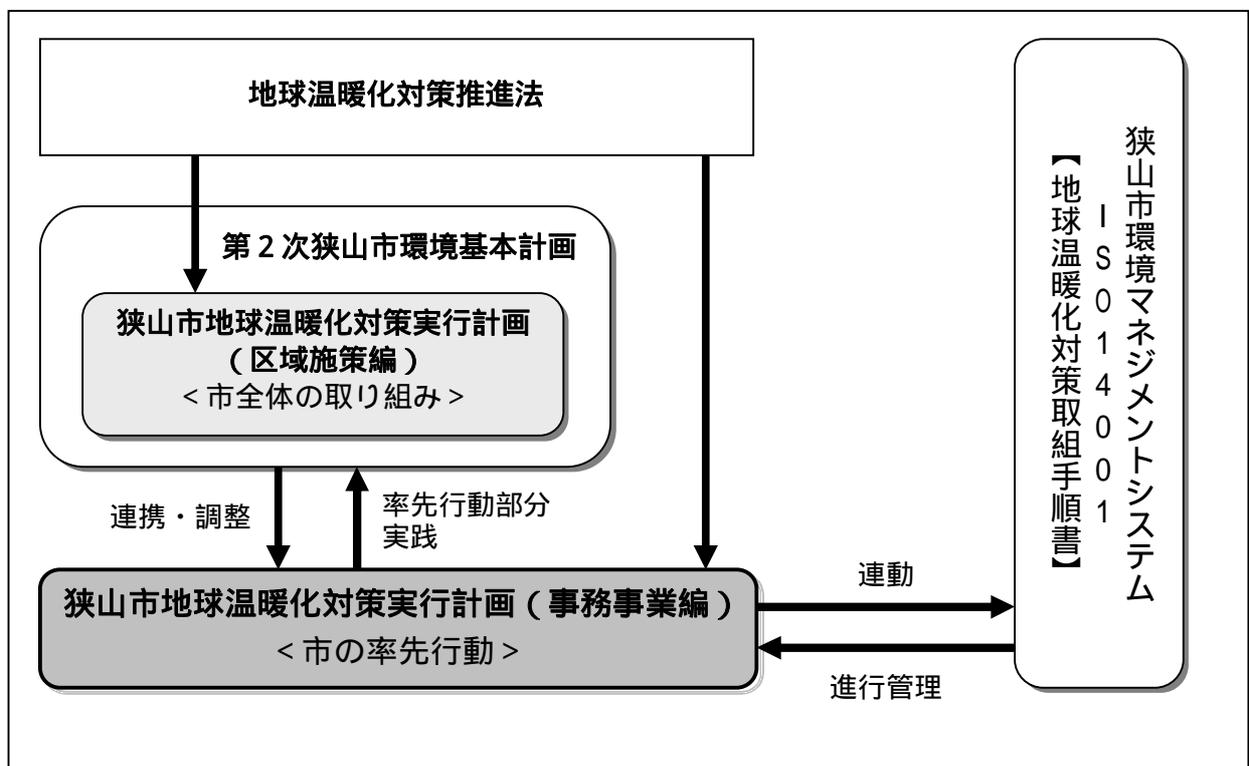
### 1 計画の目的

本計画は、市の組織及び施設におけるすべての事務・事業から発生する温室効果ガスの排出を抑制するため、率先して地球温暖化対策の推進を図ることを目的とします。

さらに、市の率先した取り組みの成果等を広くPRしていくことで、市民や事業者等の地球温暖化防止に向けた取り組みのさらなる実践を促します。

### 2 計画の位置づけ

本計画は、「地球温暖化対策推進法」第20条の3に基づき策定するとともに、「狭山市環境マネジメントシステム」と連携を図りながら、市の事務・事業にかかる温室効果ガス排出抑制対策を具体的に実行するための計画として位置づけられます。



計画の位置づけ

地球温暖化対策推進法（第二十条の三より一部抜粋）

（地方公共団体実行計画等）

**第二十条の三** 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

10 都道府県及び市町村は、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

### 3 計画の期間

---

本計画は、「環境基本計画」及び「実行計画（区域施策編）」と同様に、2012（平成 24）年度から2021（平成 33）年度までの10年間を計画期間とします。

なお、社会経済状況の変化や科学技術の進歩、本市における削減目標の達成状況等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

### 4 計画の対象範囲

---

#### （1）対象とする事務・事業及び組織等の範囲

本計画では、原則として、市庁舎をはじめとする公共施設におけるすべての事務・事業を対象とします。

なお、委託等により実施する事務・事業は対象外としますが、温室効果ガス排出抑制等の措置が可能なものについては、受託者等に対して必要な措置を講ずるよう要請することとします。

## (2) 対象とする温室効果ガス

本計画では、「地球温暖化対策推進法」第2条第3項に基づき、下表に示す6種の温室効果ガスを対象とします。

本計画の対象とする温室効果ガス

対象物質	狭山市における主な発生源
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	・電気、ガス等の使用 ・化石燃料の使用 (冷暖房・給湯のためのボイラー使用、自動車の走行等) ・一般廃棄物の焼却
メタン (CH <sub>4</sub> )	・自動車の走行 ・一般廃棄物の焼却
一酸化炭素 (N <sub>2</sub> O)	・自動車の走行 ・一般廃棄物の焼却
ハイドロフルオロカーボン (HFCs)	・自動車エアコンの使用・廃棄 ・エアコンや冷蔵庫の使用・廃棄
パーフルオロカーボン (PFCs)	・対象施設なし
六フッ化硫黄 (SF <sub>6</sub> )	・対象施設なし

現在、PFCs 及び SF<sub>6</sub> は、発生源となる対象施設はありませんが、毎年の調査項目に含めることで、発生の有無を確認することとします。

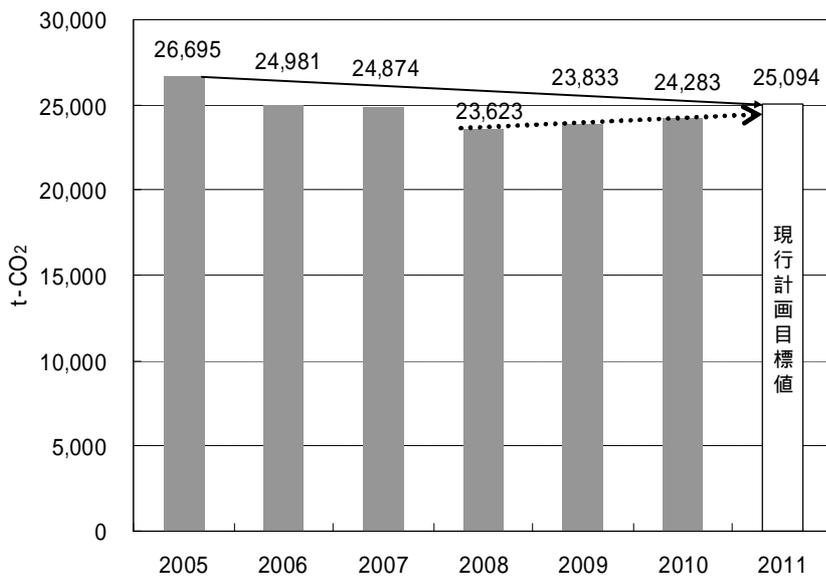
### 第3章 温室効果ガスの排出状況

#### 1 狭山市における温室効果ガスの排出状況

##### (1) 排出量の経年変化

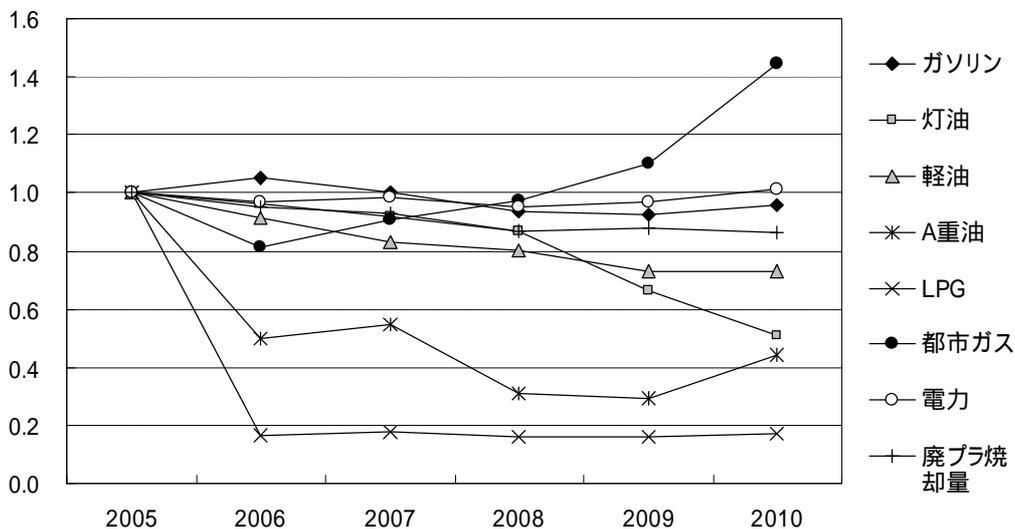
本市での事務・事業の実施に伴い発生する温室効果ガスの総量は、2005年度（現行計画の基準年）から2006年度にかけて大きく減少した後、横ばいから微増傾向で推移しており、2010年度における排出量は約24.3千t-CO<sub>2</sub>となっています。

現行の「狭山市地球温暖化対策実行計画」の目標年2011年度における排出量の目標値は、2005年度比マイナス6%に相当する約25千t-CO<sub>2</sub>であり、近年の傾向から目標の達成は確実であると考えられます。



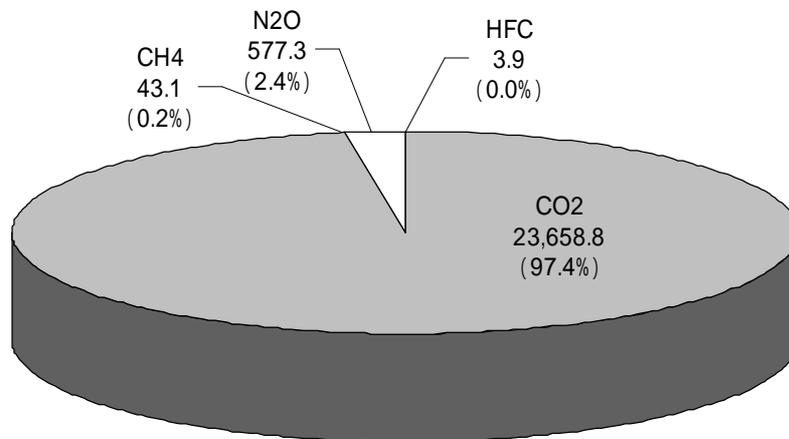
##### (2) 活動量の推移

各活動量の推移を2005年度比で見ると、灯油・A重油・LPガスの使用量が減少傾向にあるのに対し、都市ガスの使用量は大きく増加しています。このことから、CO<sub>2</sub>排出係数のより小さい都市ガスへの燃料転換が進んでいることがうかがえます。



### (3) ガス別排出量

2010年度における温室効果ガスの種類別内訳は下図に示すとおりであり、CO<sub>2</sub>が97.4%を占め最も多く、以下、N<sub>2</sub>Oが2.4%、CH<sub>4</sub>が0.2%、HFCが0.0%と続いています。



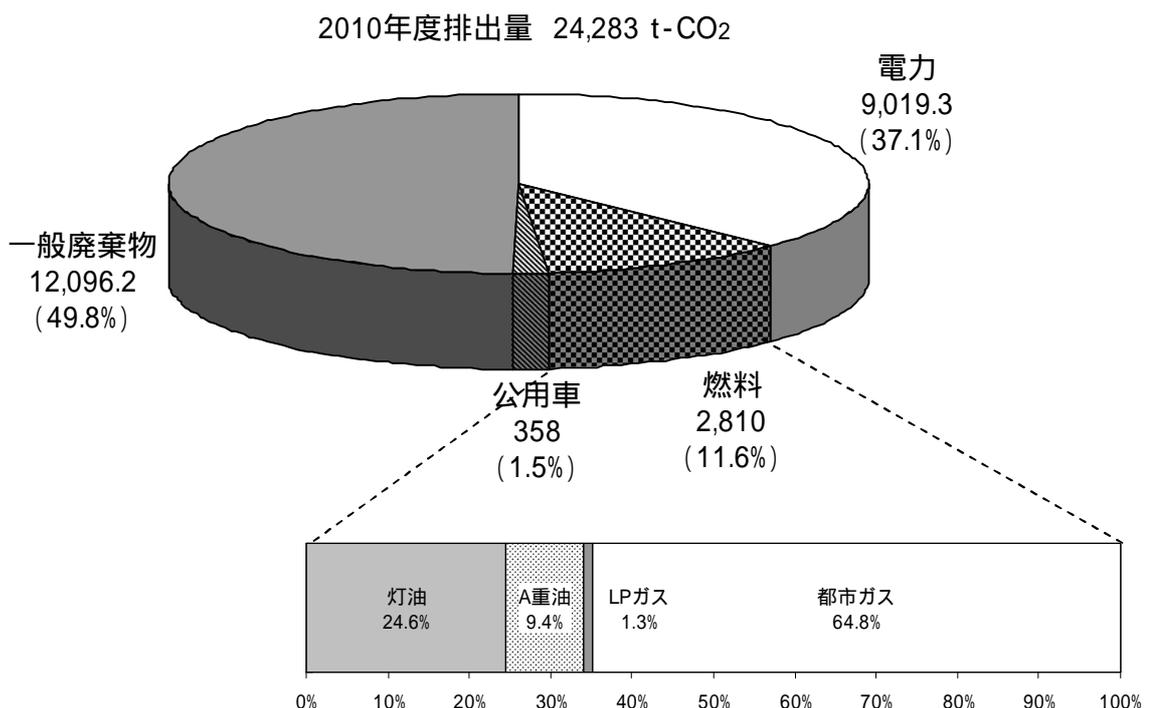
2010年度の温室効果ガス排出量 24,283 t-CO<sub>2</sub>

### (4) 発生源別温室効果ガス排出量

温室効果ガスの発生源の内訳としては、稲荷山環境センターでの一般廃棄物（廃プラスチック）の焼却に伴う排出が49.8%と最も大きな割合を占めていました。これは、市域全体（家庭や事業所からの排出も含む）から排出される一般廃棄物（廃プラスチック）の焼却量が影響をしているため、市民や事業者等の協力がなければ削減できないものです。

これを除くと、2番目に多いのは電気の使用に伴う排出（37.1%）でした。また、灯油や都市ガス等の燃料の使用によるものが11.6%、公用車の使用によるものが1.5%でした。

燃料別の内訳をみると、都市ガスが最も多く、以下、灯油、A重油、LPガスと続きます。



## (5) 部局別排出量

部局別に見ると、環境経済部、教育委員会が大きな割合を占めています。環境経済部については、一般廃棄物の焼却に伴う発生量が大きく、電力や燃料の使用量も多い稲荷山環境センター等の施設を管轄していることがその理由であり、教育委員会については、燃料使用量が大きい給食センターをはじめ、小中学校、公民館等多くの施設を管轄していることがその理由であると考えられます。

t-CO <sub>2</sub>	電力	燃料	公用車	一般廃棄物	合計
総合政策部	0.0	0.0	0.5	0.0	0.5
総務部	686.6	189.9	77.2	0.0	953.8
市民部	564.5	147.5	5.1	0.0	717.1
環境経済部	3,126.8	266.0	60.7	12,096.2	15,549.8
福祉こども部	213.4	135.4	3.9	0.0	352.7
長寿健康部	632.0	206.5	7.5	0.0	846.0
建設部	502.4	0.4	39.0	0.0	541.8
都市整備部	14.2	3.1	7.1	0.0	24.3
議会事務局	0.0	0.0	2.4	0.0	2.4
教育委員会	2,433.4	1,767.4	12.9	0.0	4,213.8
上下水道部	635.9	10.9	21.5	0.0	668.3
消防本部	210.1	82.6	119.9	0.0	412.6
総計	9,019.3	2,809.8	357.7	12,096.2	24,283.1

## 2 温室効果ガスの排出削減に向けた着眼点

本市の事務事業に伴う温室効果ガスの排出量を削減していく上で考慮すべき着眼点としては、以下のものが考えられます。

### 【排出割合の大きい発生源への対応】

- ・本市における最も大きな発生源は一般廃棄物として焼却される廃プラスチックです。これについては、「もやすごみ」を排出する市民・事業者の協力のもと、プラスチック類の分別を更に推進することによる削減が期待されます。
- ・電気の使用による排出量については、使わない電気製品をこまめに消すなどの省エネ行動を進めるとともに、センサー付き照明の導入等、意識しなくても省エネが実現できるような対策が重要です。

### 【ハードとソフトの両面への対応】

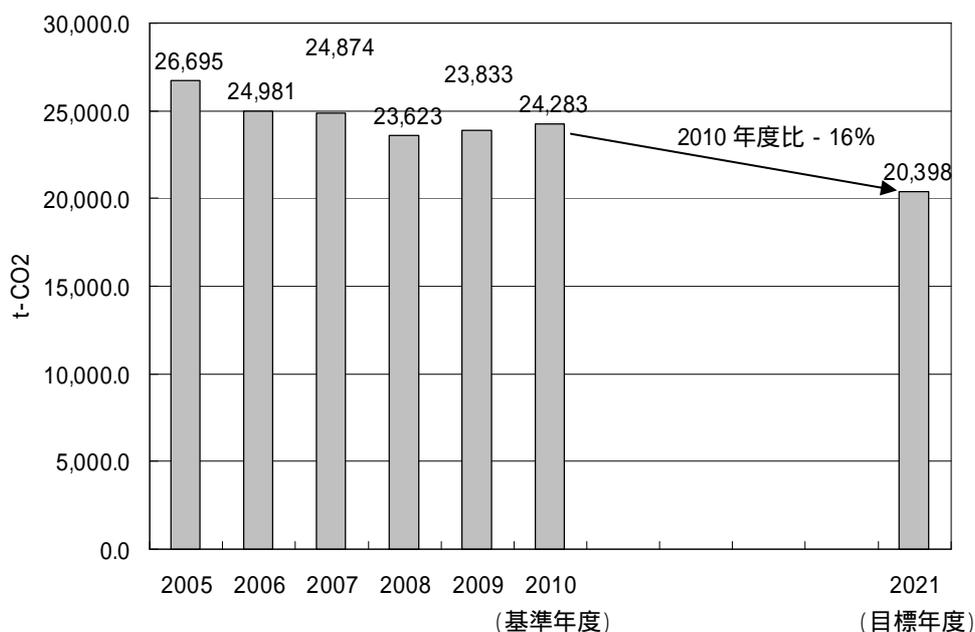
- ・現行の「狭山市地球温暖化対策実行計画」に基づき、省エネルギーや省資源・リサイクル等の日常の事務・事業に関わる率先行動に積極的に取り組んできましたが、引き続きこれらソフト面での対策を継続・強化していく必要があります。
- ・更新時期を迎えた施設、設備、機器等については、その時点で導入可能な省エネ性能のできるだけ高いものへの転換を進めていく必要があります。
- ・公共施設の敷地や屋上等のスペースを活用して、再生可能エネルギーの導入を進めることもまた、温室効果ガスの排出削減に有効です。

## 第4章 計画の目標

### 1 温室効果ガスの排出削減目標

「狭山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の中期目標年度（2021〔平成33〕年度）における排出削減目標が基準年度比16%削減であることを踏まえ、市役所が市民に率先して温室効果ガス排出量の削減に努めるという観点から、市役所の事務事業全体に係る温室効果ガスの排出量を、**2021（平成33）年度までに、基準年度（2010〔平成22〕年度）比で16%削減**することを目指します。

なお、削減に際しては、必要な公共サービスの不足や質の低下を発生させないことを前提とします。



### 2 活動量の削減目標

#### (1) 電力の使用に係る削減目標

基準年度（2010〔平成22〕年度）における電力の使用に伴う温室効果ガスの排出量は9,019t-CO<sub>2</sub>であり、全排出量の37.1%を占めています。

平成23年の東日本大震災の影響による電力供給の逼迫を受け、大口の需要家を対象に15%の節電に取り組みました。本市の業務においても、ごみ焼却場等がその対象となりましたが、その他の施設も含めて、本計画では、電力使用量を2021（平成33）年度までに、基準年度（2010〔平成22〕年度）比で**15%削減**することを目指します。

#### (2) 一般廃棄物の焼却に係る削減目標

基準年度（2010〔平成22〕年度）における一般廃棄物の焼却に伴う温室効果ガスの排出量は12,096t-CO<sub>2</sub>であり、全排出量の49.8%を占めています。

本計画と同時期に策定される「狭山市一般廃棄物処理基本計画」では一般廃棄物の排出量を約17%削減することを目指していることから、本計画においても、焼却される一般廃棄物の量を2021（平成33）年度までに、基準年度（2010〔平成22〕年度）比で**17%削減**することを目指します。また、廃プラスチックの分別の徹底を図ることにより、焼却される廃プラスチックの割合の低減に努めます。

なお、一般廃棄物焼却量に含まれる廃プラスチック組成率については、全国平均を参考とし、算定してはありますが、ごみ質分析による実績値により算定することとします。

### (3) 燃料(公用車を除く)の使用に係る削減目標

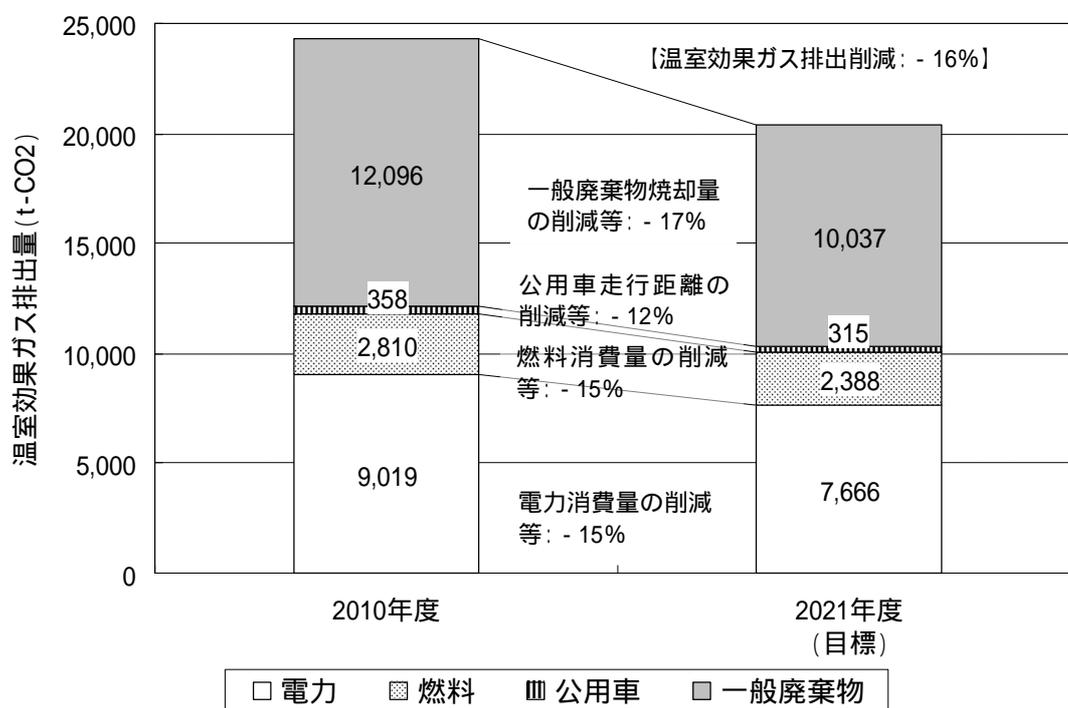
基準年度(2010〔平成22〕年度)における燃料の使用に伴う温室効果ガスの排出量は2,810t-CO<sub>2</sub>であり、全排出量の11.6%を占めています。

本計画では、ウォームビズ等の取り組みに努めるほか、暖房や厨房機器等の更新時に低燃費型機器への置き換えを促進するなどの対策により、燃料使用量を2021(平成33)年度までに、基準年度(2010〔平成22〕年度)比で**15%削減**することを目指します。

### (4) 公用車の使用に係る削減目標

基準年度(2010〔平成22〕年度)における公用車の使用に伴う温室効果ガスの排出量は358t-CO<sub>2</sub>であり、全排出量の1.5%を占めています。公用車の走行距離の総計は減少傾向にあり、この傾向が持続すれば、2021(平成33)年度までに基準年度(2010〔平成22〕年度)比で12%程度減少するものと予測されます。

公用車を効率よく運用する、運転時にはエコドライブに努める、次世代自動車への更新に努める等の対策を引き続き講じることで、2021(平成33)年度までに基準年度(2010〔平成22〕年度)比で**12%削減**することを目指します。



温室効果ガス排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	電力	燃料	公用車	一般廃棄物	合計
2010年度	9,019	2,810	358	12,096	24,283
2021年度(目標)	7,666	2,388	315	10,037	20,406
削減率	-15%	-15%	-12%	-17%	-16%

2021年度(目標)の合計の値は、端数処理をしているため、温室効果ガス排出削減目標の数値とは一致しません。

## 第5章 目標達成に向けた取り組み

### 1 取り組みの全体像

市は、施策を実施する中で事務事業を進めるとともに、公共施設等の管理運営を行っています。これらの活動は民間企業と同様に、市内の経済活動の一環を担っており、一事業者、一消費者としての性格を持つものであり、その経済活動に際して環境保全活動を実行することは、地球温暖化対策をはじめとする環境負荷の低減に大きく貢献します。

また、市は自らが率先して環境への配慮を行い、その効果を示すことで、市民・事業者の環境保全に関する自主的な取り組みを推進していく立場にあります。

そこで、市は第4章に掲げた事務・事業の実施に伴う温室効果ガス総排出量の削減目標を達成するため、全職員が高い環境意識のもと、日常の事務・事業における省エネルギーや省資源・リサイクル等に積極的に取り組んでいきます。また、全課・施設において、施設の新・増設あるいは更新時の施設改善や、温室効果ガスの吸収源となる緑地の保全・創出等、施設整備等に関する取り組みを実践していきます。

#### (1) 日常の事務・事業に関する取り組み

省エネルギー対策の推進（電気・燃料の使用量削減）

省資源・リサイクルの推進

グリーン購入の推進

低公害車導入の推進

#### (2) 施設整備等に関する取り組み

施設の新設・更新時の省エネ改修

省エネルギー・再生可能エネルギー設備の導入

温室効果ガスの吸収源の保全

## 2 取り組み項目

### (1) 日常の事務・事業に関する取り組み

温室効果ガス排出量の削減目標達成に向けて、市（全職員、全課・施設）が事務・事業を実施するに当たり、率先して取り組むべき事項を以下に示します。

これらの事項は、原則として「狭山市地球温暖化対策取組手順書」によって、各課、各施設等で取り組んでいくこととします。

#### 省エネルギー対策の推進（電気・燃料の使用量削減）

照明機器等の適正管理 - 不要な照明は消す

- ・事務室等の照明は必要最小限にします。
- ・各職場での朝・昼・帰りの不要な照明のチェックを行い、省エネ活動を順守します。
- ・会議室、給湯室、トイレ等を使用しない時は消灯を徹底します。
- ・廊下等は、業務や市民の往来に支障のない範囲で間隔を空けて消灯を行います。
- ・昼休みや勤務時間外は、業務に支障のない範囲で一斉消灯を行います。
- ・自然採光を取り入れ、照明の使用を抑制します。
- ・照度が適度になるように管理するとともに、業務に支障のない範囲で事務室等の照明の間引きを行います。
- ・照明器具の清掃等、設備・機器の保守点検を定期的に行います。

#### [備考]

不要な照明の判断は、各職場の実情で異なる場合もあるため、各職場の実情に合わせたきめ細やかな不要な照明の点検を行います。

空調機器の適正管理

- 冷暖房(空調機)の適正な温度管理をする / 「夏は 28 度」、「冬は 20 度」を目安に設定
- ・事務室等の空調設定温度は、暖房温度 20 度、冷房温度 28 度を目安に適切な温度設定を徹底します。
- ・空調機器の運転時間は業務時間内とし、不要な運転は行いません。
- ・季節に応じてカーテンやブラインドを活用することで、窓際の断熱を図り、空調使用の効率化に努めます。
- ・窓ガラスへの断熱・遮光フィルムの貼り付け等により室内の温度管理を行います。
- ・空調機器のフィルターの清掃等、設備・機器の保守点検を定期的に行います。

#### [備考]

適正な温度管理とは、職員やお客様の健康面を害さないことを基本とします。建物構造上の理由により一定の温度管理が困難な場合は、左記の温度はあくまで目安として運用します。  
本取り組みの一環として職員課主管の取り組みである「クールビズ」と「ウォームビズ」の取り組みも合わせて進めます。

#### OA 機器等の適正管理 - 長時間使用しない電気製品はこまめに消す

- ・OA 機器(パソコンやプリンタ、コピー機等)を長時間使用しないときは主電源を切ります。また、帰宅する際にはコンセントからプラグを抜きます。
- ・OA 機器等を省エネモードにすることを徹底します。
- ・事務室では電気ストーブ、電気スタンド、電気ポット等、不要な電気製品は使用しません。

#### [備考]

ムダな電気の使用を削減することを目的に取り組みます。

#### その他電気・燃料使用量の抑制( 本庁舎は都市ガスを使用しています。)

- ・ノー残業デーを徹底します。
- ・エレベーターの使用を控え、積極的に階段を利用します。(3 アップ 4 ダウン)
- ・エレベーター運転時には、各時間帯に応じた運行管理等を行います。

#### [備考]

健康管理面等を考慮して各自の判断により、省エネに貢献します。

- ・業者へ自動販売機の高効率な省エネ型への変更を要請し、可能な限り照明を点灯せずに運転するように努めます。
- ・庁舎内の自動販売機の夜間、休日等の運転を休止します。
- ・給湯設備の適切な温度設定を行い、使用時以外は種火をこまめに消します。
- ・ガスコンロの火力を抑制し、効率的な使用に努めます。

#### <自動車燃料使用量の削減>

##### 公用車の適正な利用

- ・エコドライブを心がけ、不必要なアイドリングや急発進、急加速、空ぶかし等を行いません。
- ・近距離の移動には大きな荷物を運搬する場合等を除き、徒歩または自転車を利用します。
- ・出張時は公共交通機関等を利用し、できる限り公用車の利用を控えます。
- ・タイヤや空気圧の点検等、適切な車両整備を行います。

##### マイカーの適正な利用

- ・通勤で使用する車の使用は、徒歩、自転車、公共交通機関等に切り替えます。
- ・毎週水曜日のノーカーデーを徹底します。

## 省資源・リサイクルの推進

### 紙の使用量の抑制

- ・職員ポータルサイトを活用します。
- ・電子メールを活用します。
- ・両面印刷・両面コピーを徹底します。
- ・ファイリングで資料の共有化を図ります。
- ・会議等の資料は必要最低限にします。
- ・ミスコピーの防止に努めます。
- ・簡易印刷機とコピー機の使用選択にあたり省資源と経済性の配慮をします。

#### [備考]

ペーパーレスを促進させるため、情報処理に関する OA 活用の促進が重要です。  
簡易印刷機とコピー機の使用選択にあたっては、印刷枚数に応じて、いずれが省資源と経済性につながるかを各自が適切に判断することが必要です。

### ごみの減量（リデュース）

- ・小さなサイズの紙もリサイクルボックスに入れて分別を徹底します。
- ・個人の新聞、雑誌、カタログ等は持ち帰ります。
- ・割り箸の使用は控え、マイ箸を使用します。

#### [備考]

「名刺」は個人情報に当たるため、適切な処理を行います。

### ごみの適正な分別

- ・各所属のごみ箱は「もやすごみ」<sub>」</sub>、「もやさないごみ」<sub>」</sub>、「プラスチック類」<sub>」</sub>、「ペットボトル」<sub>」</sub>、「ビン」<sub>」</sub>、「缶」<sub>」</sub>、「生ごみ」専用箱・袋を用意して、分別がしやすい環境を整備します。

#### [備考]

生ごみは有機肥料・飼料にリサイクルするため、分別の徹底を行います。

### 再使用（リユース）の推進

- ・ミスコピー等の裏面利用可能な紙は、再使用専用回収箱等を身近な所に設置します。
- ・使用済み封筒の再利用を徹底します。

#### [備考]

裏面使用にあたっては、個人情報保護に十分な配慮を行います。

## リサイクルの推進

- ・シュレッダーの適切な処理を徹底します。
- ・古紙（新聞・雑誌、ダンボール等）のリサイクルを徹底します。

[備考]

シュレッダーの使用は個人情報を含む文書・機密文書に限定して使用します。

## グリーン購入の推進

物品を購入等する場合は、「狭山市グリーン購入ガイドライン」に適合した製品を選択することとします。また、同ガイドラインに掲載されていない種類の物品の購入及び納品印刷物の作成に際しても、環境配慮型製品を優先するものとします。

なお、物品の購入等の手続きは、「狭山市物品管理規則」に基づき行うこととします。

## 低公害車導入の推進

公用車を新規導入または代替導入する場合は、電気自動車やハイブリッド車等の次世代自動車の導入に努めます。また、次世代自動車の導入が困難な場合は、必要最小限の大きさのもの（軽自動車等）燃費のよいものを導入します。

なお、長期継続契約するリース車についても、次世代自動車の導入に努めます。

## (2) 施設整備等に関する取り組み

### 施設の新設・更新時の省エネ改修

本庁舎をはじめとする公共施設を対象に、施設の省エネルギー化を進めます。

施設の新増設や改修に際しては、省エネルギー設計、太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入、雨水・処理水の有効利用を図るなど、温室効果ガス削減に資する最新技術を取り入れていきます。

また、施設内への自動販売機等の設置にあたっては、省電力型のものを選ぶなど配慮します。

さらに、持続可能な都市づくりの観点から、公共事業においても事業の計画、設計、施工及び管理の各段階において環境配慮を行っていくとともに、温室効果ガスの排出量の少ない工事及び都市構造の実現に寄与する設計等に努めていきます。

### 省エネルギー・再生可能エネルギー設備の導入

施設内の施設の更新時には、省エネルギーまたは再生可能エネルギー設備について検討・導入していきます。

空調設備の更新・導入時には、コジェネレーション等のエネルギー消費効率の高い空調設備の導入に努めます。

照明、避難誘導灯については、人感センサー、自動照度調節、インバータ制御機器等の省エネ型照明機器の導入を推進するとともに、消費電力の少ないLED照明の導入に努めます。

さらに、施設内への自動販売機等の設置にあたっては、省電力型のものを選ぶなど、配慮を行います。

また、市内の街路灯をLED照明や省エネ型照明機器に交換するなど、必須公共サービスに関しても、可能な限り省エネに努めます。

### 温室効果ガスの吸収源の保全

狭山市内には、雑木林をはじめとした温室効果ガスの吸収源となる資源があります。これらの樹林地等の管理・保全に取り組むとともに、都市緑化を積極的に推進していきます。

公共施設においては、草花や樹林を植栽し緑化に努めるとともに、緑のカーテン・屋上緑化・壁面緑化に取り組めます。

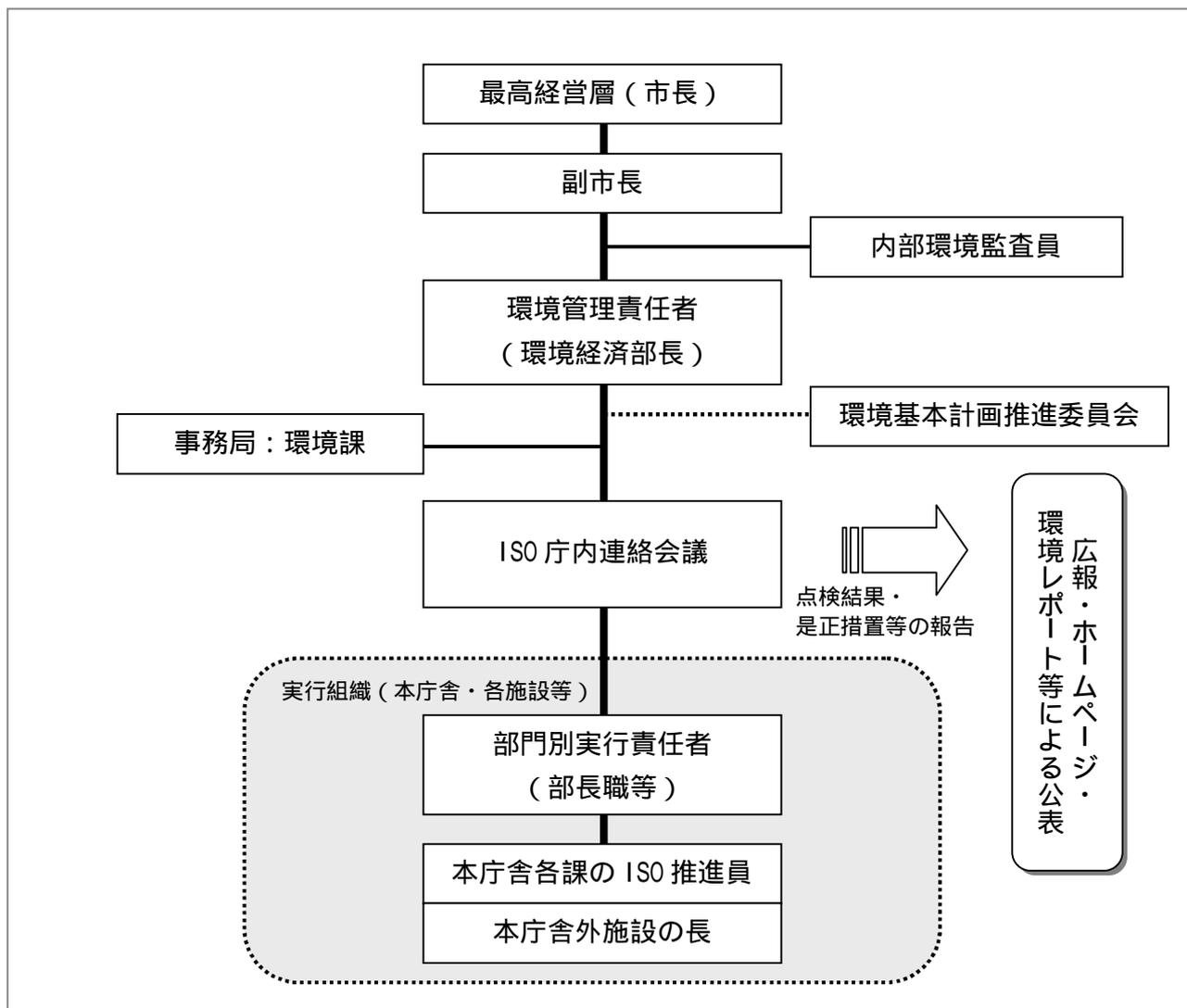
## 第6章 計画の進行管理

### 1 推進及び進行管理体制

#### (1) 体制

本計画を効率的に推進していくためには、職員一人ひとりが各職場で着実に率先行動していくことが必要です。

そのため、本計画の推進にあたっては、「狭山市環境マネジメントシステム」のISO推進体制を活用し、本庁舎外組織を加えた全庁的な取り組みの進捗状況や目標達成状況を点検・評価していきます。



推進及び進行管理体制

## (2) 各組織の役割

本計画の推進及び点検・評価に係る組織の構成と主な役割は、「狭山市環境管理組織設置要綱」に定めるとおりとします。なお、本庁舎においてはISO14001の推進体制を本計画にも適用します。

各組織の役割・責任については、各職員に周知徹底を図ります。

## (3) 進行管理

計画の推進は、職員一人ひとりの取り組みによって実現されますが、体系的な点検・評価を行うことにより、確実な進行管理を行う必要があります。そこで、本計画の進行管理は、計画(Plan)、実施(Do)、点検(Check)、見直し(Act)のPDCAサイクルを活用し、「狭山市環境マネジメントシステム」に基づく手続き等と連動させながら行います。また、必要に応じて、手順書等の見直し・改善を図っていくものとします。

温室効果ガスの排出量については、総量削減の目標管理を行っていきませんが、その年の気候や開館時間の増減、人員増強等、外的要因で排出量が増減する可能性も少なくありません。

進行管理にあたっては、その増減の要因等を分析して、対策を講じていきます。

## 2 環境コミュニケーション

---

計画を効果的に推進していくためには、情報の周知・伝達・公表が重要です。そこで本計画では、市役所内部での情報共有はもちろんのこと、市民や事業者等、外部との環境コミュニケーションに継続して取り組みます。

特に、地球温暖化防止の効果が高い取り組みについては、市職員にとどまらず、市民・事業者等へ広く公表し、市域全体でさらなる地球温暖化対策の推進を図ります。

### (1) 職員への普及啓発(内部コミュニケーション)

#### 地球温暖化の現状及び計画の周知

- ・地球温暖化の現状や、狭山市での温室効果ガス排出状況等、地球温暖化に関する情報の周知・徹底を図ります。
- ・本計画を取り組みの単位である各課・施設に配布し、全職員への周知を図ります。
- ・職員ポータルサイトISO14001を通じて、本計画の内容や進捗状況について情報提供を行います。
- ・また、6月の環境月間や12月の地球温暖化防止月間、エコライフDAY等のキャンペーンやイベント実践と合わせた「強化月間」等を設けて、職員の啓発、実践の強化を図ります。

#### 職員に対する研修の実施

- ・「狭山市環境マネジメントシステム」に基づく環境教育と連携し、職員の地球温暖化防止に関する理解を深め、全庁的な取り組みを進めていくための職員研修を行い、周知・徹底を図ります。
- ・事務局(環境課)は、職員が環境保全に関する研修、講演会へ参加できるよう情報提供します。

### 情報の発信・共有化

- ・事務局は、職員ポータルサイト ISO14001 や電子メール、回覧等を用いて、実行計画に関する情報を発信し、共有化を図ります。
- ・ISO 推進員（各所属の課長職）は、職場において計画推進の実践を促します。

### 職員からの提案の活用、職員の自主的活動の推進

- ・職員は、本計画や取り組み項目に対する提案等があった場合、職員提案制度を利用して提案できるものとします。
- ・事務局は、市の事務事業に関する地球温暖化の取り組みを積極的に推進するため、各職場からの提案や効果的な取り組み事例を全職員で共有できるよう、情報提供します。
- ・また、事務局は、職員の自主的な環境保全活動ができるよう調整します。

## (2) 実施状況・結果の公表等(外部コミュニケーション)

温室効果ガス等調査の結果や点検・評価結果について、これまでと同様に、毎年度、「環境レポート」（年次報告書）及び広報、市のホームページ等を通じて広く公表していきます。また、市民等から寄せられた意見等については、次年度以降の取り組みに反映していきます。

さらに、率先行動を通じた市民や事業者等への波及効果を高めていくため、「狭山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に基づく取り組みと連動させながら、率先行動の効果の積極的な PR、緑のカーテンの設置やクールビズ・ウォームビズの実践、ノーカーデーの取り組み等、市職員や公共施設をモデルとして、市民への一斉行動の呼びかけ等も積極的に進めていきます。

## 3 実行計画の見直し

---

計画の進行管理を進めていく中で、本計画に基づく取り組みによる状況の変化や、環境及び社会情勢の変化、科学技術等の進展等があった場合、必要に応じて、計画の見直しを行うこととします。